

総務建設常任委員会協議会会議録

1 開会日	平成28年1月29日 午後 1時00分 開会 午後 3時10分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	片野哲生委員長 奥津勝子副委員長 玉虫志保実委員 高橋英俊委員 鈴木京子委員 渡辺順子委員 吉川重雄委員
4 傍聴議員	坂田よう子議員 竹内恵美子議員 関 威國議員 清田文雄議員 柴崎 茂議員
5 説明員	中崎町長、栗原副町長、仲手川政策総務部長 大槻総務課長、齋藤総務課副課長兼総務法制係長 森田参事（地域総合戦略担当）、藤本政策課長 小林政策課政策係長、大澤政策課主任主事 加藤財政課長、押田財政課財政係長 二挺木都市建設部長、笹山建設課長 露木建設課副課長兼道路整備係長 石渡建設課主任技師
6 職務のため出席した職員	局長 増尾 克治 書記 波多野 昭雄
7 協議等の事項	(1) 大磯町職員等の給与に関する条例の一部改正について (2) 行政不服審査法の改正に伴う対応について (3) 総合計画後期基本計画等の進捗報告について (4) 大磯町設計変更等検討会議要綱の一部改正について (5) その他
8 その他	一般傍聴者 なし

(1) 大磯町職員等の給与に関する条例の一部改正について

大磯町職員等の給与に関する条例の一部改正について、担当課（総務課）から資料に基づき説明があった。概要は次のとおりである。

改正概要は、平成 27 年 8 月 6 日の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与を引き上げる法律が 1 月 20 日に可決し 26 日に公布された。今回の条例改正は、国家公務員の給与改正の内容を踏まえ給料月額及び勤勉手当の支給月数の引き上げを行う。また、職員の職務を給料表の各等級に分類する具体的な基準「等級別基準職務表」を給与に関する条例に定める。

改正内容は、1 点目は月例給及びボーナスの引き上げで、1 級の職員は 2,500 円引き上げ若い職員も同程度引き上げを行う。その他の職員は 1,100 円の引き上げを基本に改定する。全体の平均改定率は 0.4 パーセントになる予定である。

ボーナスは、4.10 月を 0.1 引き上げ 4.20 に改定する。今回改定する 0.1 月の引き上げ分は、平成 28 年度以降の 6 月期及び 12 月期の勤勉手当にそれぞれ 0.05 月プラスする。

2 点目は、改正する条例は 3 つの条例で「大磯町職員の給与に関する条例」「大磯町立幼稚園の教育職員の給与に関する条例」「大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例」である。

3 点目は、等級別基準職務表の条例化である。平成 26 年 8 月に地方公務員法が改正され、「大磯町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則」で定めている内容と同程度のものを条例に位置づけていく。

4 点目は、条例の施行日は 28 年 4 月を予定している。

3 月議会定例会に提出を予定している。

◎主な質疑

特になし

(2) 行政不服審査法の改正に伴う対応について

行政不服審査法の改正に伴う対応について、担当課（総務課）から資料に基づき説明があった。概要は次のとおりである。

制度改正の概要は、行政不服審査法が平成 26 年 6 月に約 50 年ぶりに抜本的に改正され、平成 28 年 4 月 1 日から施行される。制度改正の主な内容は、行政庁の処分に不服がある場合、審査請求に一元化される。不服申し立てが行われた場合、公正性の向上を図るため、職員のうち処分に関与していない者が審理手続きを行う審理員制度が導入される。不服申し立てにおける採決、処分の決定の際、有識者からなる第三者機関（審査会）への諮問手続きを行うことが新設される。

制度改正に伴う対応は、第三者機関に係る事務を神奈川県に事務委託をする。県において希望する団体から事務委託を行うことが決定され、3 月議会に神奈川県との行

政不服審査会事務の委託に関する協議について審議をお願いする予定である。事務の委託は地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき委託する。事務処理の経費は委託した町村の負担となる。神奈川県に委託予定の団体は、県内 14 町村と 8 つの一部事務組合が予定している。今回改正を予定している条例は 7 つである。

◎主な質疑

特になし

(3) 総合計画後期基本計画等の進捗報告について

総合計画後期基本計画等の進捗報告について、担当課（政策課）から資料に基づき説明があった。概要は次のとおりである。

総合計画と総合戦略は素案からの主に修正した部分を、行政経営プランは概要を説明する。

総合計画の冊子 18 ページで、中期基本計画の点検は平成 28 年 3 月の見込みに修正する。25 ページは実効性の確保で、総合計画審議会委員から投資的経費の金額が大きいので説明を入れた方が分かりやすく、調整額は言葉が分かりにくいとの意見があり、投資的経費の金額はリサイクルセンターの整備に伴う経費の説明文を補足した。30 ページから 33 ページの重点プロジェクト、風プロジェクトと輪プロジェクトを修正した。風プロジェクトの重点事業④「生活環境の改善促進」と、輪プロジェクトの重点事業④「移動しやすい地域交通環境の整備」を統合し、新たに生活環境の改善整備として 1 つの事業にまとめた。

108 ページは、12 月に総合計画審議会からの答申を新たに載せた。

109 ページは、計画と所管一覧になり、10 月の総務建設常任委員会協議会での意見を参考に分かりやすく修正した。

今後のスケジュールは、2 月 9 日の政策会議で成案とし、その後デザインや印刷を行い、製本し 3 月下旬に配付する予定である。

別冊 2 の総合戦略の修正は、総合計画の重点プロジェクトと連動しているので、生活環境の改善促進を、戦略 4 の重点事業 4 生活環境の改善整備として、総合計画に合わせる形で統合した。2 月 9 日の政策会議で成案とし、その後デザインや印刷を行い、製本し 3 月下旬に配付する予定である。

別冊 3 の行政経営プランは、総合計画に位置づける施策の実効性を確保するため、総合計画 25 ページ「財政の見通し」に記載した財源不足の解消を目指す計画である。これまでの行政改革大綱と、中長期的な財政運営の視点を持つ「財政健全化計画」を統合し、歳入歳出の両面から行財政改革を図るべく、それぞれの性質を併せ持つ新たな計画「大磯町行政経営プラン」として策定を進めている。

5 ページから 14 ページは、行財政運営の現状、今までの取組みの経過、取組みの効果額、歳入歳出の推移などの財政状況、定員管理などの行政運営状況を記載している。

15 ページから 16 ページで、平成 28 年度から平成 32 年度の 5 年間で財源不足額は約 28 億円を見込む。17 ページから 19 ページは、財源確保に向けた取組みを記載している。具体的な取組みは、係長などで構成する専門部会で現在検討している。行政改革推進委員会委員の意見も聞き、策定を進めていく。

今後のスケジュールは、行政改革推進委員会を開催し、2 月上旬に行政改革推進委員会に素案を諮問し、3 月中旬に答申を受ける予定である。総合計画、総合戦略と同様に 3 月中に配付する予定である。

◎主な質疑

問：総合戦略の関係で、27 ページの重点事業 4 の地域公共交通で、町独自の福祉に重点を置いた施策が展開しにくくならないか。

答：地域公共交通は生活環境の改善整備に載せた。これからの高齢者社会に対応できるような、町民のためになるような事業を重点事業として展開していく。

問：地域公共交通が途端に無くなってしまわないか。バス路線で半径 150 メートルに入る人は、充分バスが使えるとの考えで、何か不利益は起きないか。

答：町民の利便性を考える一方、受益者負担の公平のバランスを見て、なるべく今の状態を維持し町民の不便をかけないように事業を進める。

問：総合計画 25 ページと総合戦略 15 ページで、実効性の確保としての財政見通し、財政の収支見通しの数字をどう見ればいいのか。

答：歳入面は同じ数字が入っているが、総合計画の財源不足が、行政経営プランでは歳出側に足しこんでいるので、歳出の合計欄に差異が生じている。

問：財源不足を、例えば起債で歳入を補填するということか。同じ表の方が分かりやすいがどうか。

答：総合計画は歳出欄に財源不足を調整額として記載することで、歳入歳出の均衡を保っている。プランについては、15 ページでは純粹に歳入歳出を記載した。財源不足については、16 ページの収支見通しでまとめている。

問：総合計画の歳出には、これから実施が予定されている吉田茂邸などの歳入歳出は計算されているのか。

答：吉田邸やリサイクルセンターなど歳入歳出を今見込める範囲で推計している。

問：財源不足が 28 年度 4 億 9,000 万円で以降も続くが、起債ではなく、どこかを削るなど、何かの見直しや工夫を考えているのか。

答：平成 28 年度予算では、歳入の起債で 9 億 9,300 万円程度見込んでいる。基金などの財源をいろいろ駆使しながら歳入歳出をそろえた。

問：平成 28 年度は財源不足が 4 億 9,000 万円とあるが、どこが足りないか具体的なことは分かるのか。29 年度以降もどういうものが不足しているのか具体的に分かるのか。

答：これはあくまでも財政の収支見通しである。来年度以降の歳入不足を補うため

の方策を、行政経営プランの中に具体的に盛り込み乖離額をゼロにしていく。

問：投資的事業のリサイクルセンターや吉田邸、扶助費にお金がかかり、財源不足が起こってくるのか。

答：歳出の扶助費は子ども子育て新制度に移り、かなり扶助費に移っている。消費税の増額分を見込んで扶助費を捻出している。平成 30 年度からはさらに子育ての給付費が大きく伸びている状況である。普通建設事業はリサイクルセンター分を平成 28・29 年度見込んでいるが、30 年度以降は 5 億 300 万円で定例的な普通建設事業を見込んでいる。その他の経費は、毎年 1 億円程度伸びている。公共施設の維持補修費や、将来に向けての積立金なども考慮している。

問：財政健全化計画を策定した平成 18 年度と比較すると状況が大きく変化しているのか。

答：財政健全化計画は、第 1 次が平成 18 年度からスタートし、町は地方交付税に関しては不交付団体であった。状況もかなり変わり、平成 28 年度からは財政健全化計画と行政改革大綱を併せた新たな計画を策定している。

問：大磯町まち・ひと・しごと創生住民会議のメンバーについて、現在から将来に向かってどういう人から何を聞くべきか、その選び方はどうか。

答：オブザーバー以外の委員は総合計画審議会委員を兼ねている。様々な意見をいただきたく、国が求める「産学官金労言」に基づき、オブザーバーとして金融機関である中南信用金庫の方、メディアから湘南ジャーナルの方に入っていた。総合戦略は総合計画と連動して進める計画であり、2 つの計画の整合性を図るため、総合計画審議会委員を選び、足りないところを補うためにオブザーバーとして入っていた。

問：総合計画審議会委員以外に、住民会議、まち・ひと・しごとに合った委員を入れて、意見を伺うのは非常に大事と思うが、なぜ他の人を入れないのか。

答：総合計画は、町民アンケートや大磯まちカフェの町民の方に集まっていただき、素案の策定段階で町民の意見をいただいた。そして、素案に対し総合計画審議会、まち・ひと・しごと創生住民会議で意見をいただきまとめた。

問：他の方から意見を伺うことは大事だと思うが、そういう考え方がない。今後考えてほしいがどうか。

答：総合戦略、総合計画の策定を、連動性を持った中で進めているので、総合計画審議会から意見を聞いている。総合計画審議会には比較的年配の公募町民の方 2 名が参画している。総合計画審議会委員の各種団体からの推薦も、幅広い年齢層が集められるよう今後考えていく。

問：特に若い人から、これからの町をどうしようかという意見を取り入れる場をつくってほしいが。

答：しっかりとそのことを認識しながら進めていく。

問：町債残高の状況で、平成 23 年度までは一般会計の残高が徐々に減少している

が、それから徐々に増加している。適正な数字は平成 23 年度あたりの数字であると思うが、担当課はどう考えるか。

答：地方債の残高は、公共下水道がまだ整備段階であり、今後も伸びていく状況である。一般会計の町債残高には地方交付税の代わりとなっている臨時財政対策債も含まれており、どうしても一般会計の残高は減っていかない。町債を減らしていく気持ちで予算編成に臨んでいく必要があると認識している。

問：限りなく借金ができる訳ではない。基本計画にはないが実施しなければならない事業も出てくる。総合計画の 5 年の中で事業を考え直したり、分析評価をしないといけないと思うが。

答：事業の見直しで歳出の削減、歳入の確保を考えてプランを進める。年間約 5 億円から 7 億円、5 年間で 28 億 7,200 万円の財源不足を生じる推計となっている。これをいかに減らしていくのか、この計画の中で考えていく。職員が自ら行う行政評価も職員に根付いてきており、事業を自ら見直し削減できるところは削減するように、職員自らの意識を持つように徹底する。

問：総合戦略や総合計画の策定に当たっては、町の財政状況をまずつかんでいないといけない。そこを十分検討していただきたいが。

答：借金はしないほうがいい。町債を抑えて公債費残高を減らしていく。総合計画、総合戦略で人口減少を抑えて歳入を保ち、行政経営プランでどういった財源を確保できるか点検を行いながら進める。

問：第 4 次総合計画の冊子をつくる必要性・必然性は何か。

答：大磯町にこういった計画があるということを周知、認識していただくため、印刷し冊子をつくっている。

問：5 年ごとに新しい計画をつくる必要があるのか。総合計画審議会委員の顔ぶれもあまり変わっていないので、本当に違った考え方を反映出来るのか疑問である。審議会を傍聴しているが、委員の発言がその中に全然生きていないが。

答：様々な意見をいただいております、計画に反映していると考えています。平成 23 年の地方自治法の改正で総合計画の基本構想の策定義務はなくなった。次期計画の初年度となる平成 33 年までの 5 年間に、次期計画について検討・研究を進める。

問：実施にあたり当事者の意見をいつも「聞いた」「参考にした」というが、実感できないので、今後意見を出しやすい形を考えてもらえるのか。

答：町では分野ごとに様々な個別計画を策定している。個別計画をつくる際に関係する方々の意見を吸い上げており、総合計画はその上に成り立っている。

問：総合計画で、「花鳥風輪」の重点プロジェクトを実施するに当たりお金が必要なので、「実効性の確保」という項目を盛り込んだのか。

答：計画を実施していく財源を確保していくことを町民に知っていただき、町の財政状況が好ましくないことも同時に町民に知っていただきたいということで追加した。財源不足をいかに埋めていき、この計画を実施していくところをこれか

ら考える。

問：重点プロジェクトで一番具体性を持っているのが「大磯港みなとオアシス事業」で、実施計画に位置づけられる事業であると思う。実施計画に位置づけられる事業は、自治基本条例にのっとり、町民の意見を聞きながら進めるという考え方で理解していいのか。

答：現在、実施計画の策定作業を進めている。今後、総合計画において実施を予定する事業を当てはめて、実施計画をつくっていく。

問：生活困窮者の自立支援の目標値は、例えば地域で雇用が出来るシステムをつくり、どんな人でも働けて、どんな人でも少し収入があるといった取組みが反映された数字になっているか。

答：担当課で検討した数字で、細かな積算は分からないが、この計画を進めていくことを前提とした数字と考えている。

問：総合計画に国の総合戦略がいろいろと入り込んで、それが本当に必要かと思うが。総合戦略によって町が受ける歳入と支出のバランスが取れていくのかとても心配で、町が本当にやらなければいけないのは、少子高齢化、子育て支援であり、リサイクルセンターの整備費や扶助費などの伸びにより費用がかかる。途中から総合戦略が入り、これからも余計なものが入ってくるのが心配であるがいかがか。

答：総合計画事業は、国からの国庫補助金や交付金が無くても町として進めていかなければいけない事業である。総合戦略は国からの交付金が出ることになっている。今回、総合計画、総合戦略は交流人口の増加と定住人口の安定化を1つの目標にしており、総合計画の重点プロジェクトと総合戦略はほぼイコールで結ばれた事業である。総合戦略を実施するに当たり交付金を活用できる事業があれば活用する。

問：定住人口を促進して人口を増やして税収を上げていくことが、現実的に効果的に行われたかが最終的なポイントと思うが、今後この計画をどのように実行していくのかが大きな課題になる。町では基本構想が議決案件でないので、議会の関与も少ない。議会も本当にそれについて真剣考える時期に来ていると思うが、町の考えは。

答：今回策定する計画は、財源を確保し実効性を高め、少子→高齢化そして人口減少社会に対していかに対応するかを考え、着実に進めていく。平成33年からの計画は、議会の意見を聞きながら進める。

問：総合計画の取組みに対する財源が必要で、「自主財源による歳入の確保が不可欠」と書いてある。専門部会は具体的にプランに示された4項目の取組みにより財源をつくるために検討するということか。

答：財源確保の取組みは、歳入の確保、歳出の削減を進める。具体的な取組みについては専門部会で検討している最中であり、この5年間でこれだけの財源を確保するといった実施計画を策定し、毎年点検していき財源確保に努めていく。

問：町税等の滞納削減のための行動プランなど、細かく計画を立て実行していくのか。

答：細かい数字を担当課から集約し、最終的にこの財源不足を解消できるような計画として進めていきたい。

問：公告料の収入、ふるさと納税をもっと深く具体化した案を今後提示してもらえるのか。

答：自主財源の確保で、ふるさと納税やクラウドファンディングといった新しい手法を入れている。平成 28 年度から即実施するのではなく、少し検討時間をいただいた中で、いかに歳入が見込めるか検討を進めていく。

問：町税の徴収体制の強化と書いてあるが、ほとんど取組みは変わっていない。不足の町税を確保できるような形は無い。計画をつくることに職員は追われている。計画をつくるのが仕事になっている。それを改めないとなんも出来ない。既存事業の見直しも担当課からは言えない。本当の見直しは、それだけの決断を上層部がすることだが。

答：目標額に具体的な額が入り、どのような取組みを具体的にやっていくのか、それを合わせた中で設定していく。行政経営プランの名称は、まさにそれを実行していくところに意気込みも込めた名称変更である。出来次第お示しする。

意見：実効性のあるものを、1つでも2つでもいいからしっかりとやっていくことだ。ふるさと納税は、箱根がやっているのでもううちでも出来る。しっかりとやってほしい。

(3) 大磯町設計変更等検討会議要綱の一部改正について

大磯町設計変更等検討会議要綱の一部改正について、担当課（建設課）から資料に基づき説明があった。概要は次のとおりである。

設計等変更等検討会議は、町発注の土木工事の設計変更等の適正な運用を図るために設置された会議である。現在諸課題が生じている状況で、要綱の見直しを行う。

改正の概要は、会議の対象工事を明確化し、会議の構成員並びに副会長の変更等の見直しを行った。

改正内容は、対象となる工事の明確化で、金額の規定を設けた。請負金額 2,500 万円以上の土木工事で、請負金額の 10 パーセント以上の増額が生じるものは全てこの会議の対象とし、変更の妥当性の判断を行う。

会議の構成員、副会長の変更で、構成員に政策総務部長、都市計画課長を加え、副会長を都市建設部長から指名選考委員会第 2 委員会の委員長の政策総務部長とする改正を行った。また、用字や用語の整理等も行った。

会議に該当しない 2,500 万円未満の土木工事は、請負金額 1,000 万円以上の工事の増額変更を行う場合、必ず副町長まで報告をする。変更を行う案件が生じた場合、担当課の判断だけでなく、検討会議の会長の副町長に報告し、了解を得た上で事務を進める取り扱いを行う。

◎主な質疑

問：1,000万円以上は、会議にかけるようにした方が良いのではないか。

答：2,500万円の区切りは、公共工事では2,500万円を超えている工事は、工事現場ごとに専任の技術者を置かなければいけないという建設業法の規定がある。それに準じて2,500万円以上の工事の変更等を行う場合にはこの会議にかける。それ未満の工事、1,000万円を超える工事も担当課だけの判断でなく、副町長まで報告を行い判断を仰ぐ。

問：了解を得るのは、2,500万円以上でも未満であっても了解を得るので、どこが違うのか。

答：2,500万円を超える請負金額の工事は、この会議で検討する。1,000万円を超える工事は、副町長に報告し了解を得て事務を進める。

問：要綱の一部改正は、県道と町道のあの関係と全然関係ないのか。

答：現在いろいろな課題が生じている1つに、27号線の工事も入っている。変更を行う場合、会議に諮ったり副町長の判断を仰いだ上で行うよう要綱の見直しを行った。

問：27号線では、最初に町民の意見を聞いた上で調整すれば良かったと思うが、やり方を考えてほしいが。

答：幹線27号線の整備工事の3分割した道路整備工事部分について、1,000万円以上の工事変更が伴うもので見込まれるものは、速やかに副町長に報告し、変更設計をする。

問：2,500万円以上は対象、1,000万円は承認を得るとのことだが、いままではどうだったのか違いは何か。

答：現場管理していく中で、当初の設計内容と変わる工事内容は、工事打ち合わせ簿を請負業者と書面でやり取りし、協議をその中でやっている。工期変更など途中段階で設計変更打ち合わせ簿を執行伺の決裁区分に合わせた中で回し、最終的に設計変更をする。

問：会議に諮るのはどういうことなのか。

答：2,500万円以上の工事で10パーセント以上の増額である。いままで検討会議に諮ったのは、工法の変更等内容の大きな変更を伴うものはあったが、今回金額を規定し明確な基準を設けた。

問：10パーセント以下なら、いままでどおり承認で済むのか。

答：変更等を伴う場合で、9パーセントでも金額が変わる場合執行伺は必ず回すので、決裁区分に応じて決裁を受けないと変更契約はできない。

問：仕様書の変更であったり、そういう関係はどうなるのか。

答：仕様書、設計書の変更は、工期変更は工期が切れる前に契約変更をする。内容は、長期に渡るものは途中で設計変更の見直しをする場合も出てくる。金額の変更は、最終段階で工期末に合わせてやっていく。

(5) その他

その他として、委員からの意見は特になく、以上で総務建設常任委員会協議会を終了した。
